

「委員会規則」に関する細則

平 24. 3. 30 制定

(目 的)

第 1 条 この細則は、「委員会規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(規律委員会における専門委員について)

第 2 条 規律委員会については、規則第 10 条に規定する、委員以外の者は、次に掲げるものとする。

- (1) 規律委員会における審議事項について、委員長が専門家の意見を要する等の必要があると判断した場合には、専門委員の出席を求めることができる。
- (2) 専門委員は、自主規制部会部会長及び副部会長とする。
- (3) 専門委員は、臨時専門委員を指名することができる。この場合、当該臨時専門委員が規律委員会へ出席するものとする。
- (4) 専門委員は、規律委員会において議決権を持たないものとする。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 12 日から施行する。